

## 中間市クーリングシェルター募集要項

### 1 目的

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（以下、「改正適応法」という）により、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、市町村は指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という）を指定できるようになりました。

本市におきましても、市内の公共施設をクーリングシェルターとして指定するとともに、市と共に熱中症対策にご協力いただける民間施設を募集いたします。

### 2 実施内容

市民が暑さをしのぐ場所として当該施設管理者は以下の内容の実施に努めます。

- (1) 冷房設備等による適切な空調管理
- (2) 休憩用の椅子、ソファ等の準備（既設のもので可）
- (3) 施設の入出口や該当箇所等、見やすい場所へのクーリングシェルターとわかる案内表示（ポスター、ステッカー等）
- (4) クーリングシェルターの場所、飲料購入場所の案内（問い合わせがあった場合）

### 3 応募資格

市内に所在する施設で、以下の要件を満たす施設とします。

- (1) 適当な冷房設備を有し、適切に管理・運用すること
- (2) 公表している開放可能日において、熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設の指定箇所を住民等に無料で開放できること。
- (3) 住民等が滞在のために供すべき部分について、滞在することが可能な空間が適切に確保されていること。

### 4 施設運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、熱中症警戒情報の運用期間である4月第4水曜日から10月第4水曜日までとします。なお、運用できる日及び時間帯は施設の状況に応じます。

### 5 募集期間

随時受付を行います。

### 6 応募方法

申請書に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかによって以下の提出先にご提出ください。

## 7 提出後の流れ

申請書提出後の流れは以下のとおりです。

- (1) 市と施設管理者で協定内容の協議
- (2) 協定の締結
- (3) 施設情報の公表（市 HP 等）
- (4) クーリングシェルター運用開始

## 8 物資の配布、情報の提供

市は、クーリングシェルターに指定した施設に次の物資の配布、情報の提供を行います。

- (1) 熱中症予防に関する啓発チラシ
- (2) 熱中症特別警戒アラート発表時の情報提供（翌日の最高暑さ指数の予測値を判断し、前日の午後 2 時頃に発表されます。）

## 9 協定の有効期間

協定で定めた有効期間満了の 1 か月前までに協定の更新をしない旨の申出がない場合には、協定は引き続き同一の条件で 1 年間更新されるものとし、以後も同様とします。

## 10 その他

上記で定める以外の事項は下記により定めるほか、都度、各施設管理者と協議のうえ定めます。

- (1) クーリングシェルター指定による休憩用の椅子等の購入や開放時冷房使用電気代、既設給水機の使用料等の費用助成はありません。
- (2) クーリングシェルターを利用した避難者が施設等に損害を与えた場であっても、市は損害賠償の責任を負いません。
- (3) 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

また、指定された後も、市が不相当と認める場合は、指定を取り消すことがあります。

### 【提出先・問い合わせ先】

〒809-8501

中間市中間一丁目 1 番 1 号

中間市 環境保全課 環境保全係

TEL : 093-246-6265

FAX : 093-244-1317

E-mail : kankyouhozenka@city.nakama.lg.jp